

**令和6年度一般会計における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 46,364 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 766,388 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	216,711	161,343	5,513	49,855
	老人福祉事業	26,966	14,836	1,208	10,922
	児童福祉事業	162,327	64,475	9,744	88,108
社会保険	国民健康保険事業	60,832	21,641	3,903	35,288
	後期高齢者医療事業	137,767	18,899	11,837	107,031
	介護保険事業	123,660	4,414	11,874	107,372
保健衛生	保健衛生事業	14,992	9,924	505	4,563
	疾病予防事業	23,133	5,254	1,780	16,099
合 計		766,388	300,786	46,364	419,238

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。